

ID: 466

担当部署: 上下水道室 工務課 下水道係

処分の概要	損傷負担金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市個別排水処理施設条例 第27条		
例 規 番 号	平成18年条例第201号		
<p>【根拠条文】 (損傷負担金) 第27条 管理者は、個別排水処理施設を損傷した行為により必要を生じた個別排水処理施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 7 月 1 日